

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（案）抜粋

第1 改正の趣旨

豚及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉を豚及び家きん用の飼料として利用することについては、「ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できるが、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設のみに認められるべきであり、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである」との食品健康影響評価の結果が、食品安全委員会より示されたところである（平成16年6月24日付け府食第696号）。

この結果を踏まえ、今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）が改正され、豚及び家きんに由来する次のたん白質については、それぞれ、その製造工程がこれらのたん白質以外の動物由来たん白質の製造工程と確実に分離されていることを農林水産大臣が確認した場合に限り、豚、鶏及びうずら（以下「豚等」という。）用の飼料に用いることを認めることとされた。

- ① 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）
- ② 家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「家きん加水分解たん白等」という。）
- ③ 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）

また、各種の飼料及び飼料添加物の表示の基準についても、規定の整理が行われた。

第2 改正の概要

- 1 豚肉骨粉等、家きん加水分解たん白等及び原料混合肉骨粉等（以下「豚由来たん白質等」という。）の飼料利用について

(1) 豚由来たん白質等の成分規格について

ア 豚等を対象とする飼料には、第1の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けた豚肉骨粉等（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）を含んでよいこととされた（省令別表第1の2の(1)のエ）。

イ 豚等を対象とする飼料には、大臣確認を受けた家きん加水分解たん白等（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）を含んでよ

いこととされた（省令別表第1の2の(1)のオ）。

ウ 豚等を対象とする飼料には、大臣確認を受けた原料混合肉骨粉等（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）を含んでよいこととされた（省令別表第1の2の(1)のエ及びオ）。

(2) 豚由来たん白質等の製造の方法の基準について

確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等については、豚等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造に使用してよいこととされた（省令別表第1の2の(2)のイ）。

(3) 豚由来たん白質等の使用の方法の基準について

確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を含む飼料については、豚等に対し使用してよいこととされた（省令別表第1の2の(3)のイ）。

(4) 豚由来たん白質等の保存の方法の基準について

豚等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならないこととされた飼料から、確認済豚肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等及び確認済家きん加水分解たん白等を含む飼料が除外された（省令別表第1の2の(4)のイ）。

(5) 豚由来たん白質等の表示の基準について

確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならないこととされた（省令別表第1の2の(5)のウ）。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準について

今回の改正に伴い、従来は飼料一般の項に規定していた動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料に関する事項については、豚由来たん白質等に関する事項と合わせて、省令別表第1の2において独立し

て規定することとされた。

3 落花生油かす、尿素及びジウレイドイソブタン、動物性油脂並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準について

各種の飼料において表示すべき事項については、従来、飼料一般の項において規定していたが、今回の改正に伴い、飼料添加物を含む飼料に関する事項を除き、それぞれの成分規格等に関する項において規定することとされた。このため、落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料については省令別表第1の3の(3)のア及びイの(ア)に、尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料については省令別表第1の4の(5)のア及びウの(ア)に、動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料については省令別表第1の5の(5)のア及びエにおいて、表示すべき事項が規定された。

第3 大臣確認について

豚由来たん白質等の製造工程の大臣確認の手續及び変更確認の手續については、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物性たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手續について」（平成 年 月 日付け16消安第 号農林水産省消費・安全局長通知）によることとする。

第4 確認済飼料又は確認済飼料を含む飼料の表示について

省令別表第1の2の(5)に規定する確認済飼料又は確認済飼料を含む飼料の表示方法の例については、別紙を参照されたい。

第5 豚由来たん白質等を製造する事業場での帳簿の備付けについて

豚由来たん白質等は、使用できる原料が制限されており、対象家畜も制限されていることから、当該豚由来たん白質等の製造に用いられた原料の種類、収集先及び製品の出荷先等が確認できるようにしておくことが必要である。このため、豚由来たん白質等の製造業者が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）52条の規定に基づき、帳簿を備え付けるに当たっては、豚由来たん白質等の原料の種別（由来する動物種等（家きん由来又は豚由来をいう。）の別をいう。）を帳簿に明記することとする。

第6 施行期日等

改正省令は、平成17年4月1日から施行することとされた。

○表示例1（確認済豚肉骨粉）

飼料の名称	ポークミートボンミール1号
飼料の種類	肉骨粉
製造年月	平成〇〇年〇〇月
製造業者の氏名又は名称 及び住所	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
製造事業場の名称 及び所在地	〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
成 分 量	
粗 た ん 白 質	〇〇%以上
粗 灰 分	〇〇%以下
含有する飼料添加物の名称及び量	
	エトキシキン 〇〇%
使用上及び保存上の注意（注）	
1	この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
2	この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

注：対象家畜等並びに使用上及び保存上の注意を記載する。

○表示例 2 (確認済豚肉骨粉を使用している配合飼料)

飼料の名称	○○印○○用配合飼料○○○		
飼料の種類	○○用配合飼料		
製造年月	平成○○年○○月		
製造業者の氏名又は名称及び住所	○○○株式会社	○○県○○市○町○丁目○番地	
製造事業場の名称及び所在地	○○株式会社○○工場	××県××市×町×丁目×番地	
対象家畜等	ほ乳期子豚(体重が30kg以内の豚)		

含有する飼料添加物の名称及び量 ○○マイシン ○○g力価/トン
 ビタミンC、ビタミンA、○○○、○○○

- [注意] 1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用できません。
 2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。

使用上及び保存上の注意 (注)

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと(牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原 材 料 名
穀 類	70%	とうもろこし、マイロ、(大麦)
動物質性飼料	5%	ミートボンミール

(注)

- 1 原材料名は、配合割合の大きい順である。
- 2 ()内の原材料は、原料事情等により使用しないことがある。

注：対象家畜等並びに使用上及び保存上の注意を記載すること。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（案）抜粋

第1 大臣確認の手続について

1 大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂について

大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質又は動物性油脂とする。

- (1) ゼラチン及びコラーゲン（骨炭（骨を空気で遮断し熱分解（800℃以上で8時間加熱）して炭化させたもの）、骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000℃以上）したもの）及び第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに生物由来のものであって脂肪及びたん白質を含まないものを除く。）
- (2) 豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白
- (3) 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (4) チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白
- (5) 家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (6) 豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉
- (7) 魚介類に由来するたん白質
- (8) 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料として、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。）であって、次のアからエまでに定めるもの以外のもの
 - ア 食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって不溶性不純物の含有量が0.02%以下である動物性油脂（以下「特定動物性油脂」という。）
 - イ 食用として出荷され、流通している動物性油脂
 - ウ 飲食店等から回収された使用済みの食用油（野菜のみを調理した場合等、動物性油脂が混入していないことが明らかなものに限る。以下「回収食用油」という。）であって、回収先のリスト等により当該油脂の製造に用いられた原料の種類、収集先等が確認できるもの（注：不溶性不純物の含有量が0.02%以下の回収食用油は特定動物性油脂として、それ以外の回収食用油は、大臣確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）として取り扱うものとする。）

エ 確認済動物性油脂、特定動物性油脂、回収食用油、植物性油脂等を単に混合・調製等したいわゆる混合油脂

2 製造工程の確認手続について

- (1) 省令別表第1の2の(1)のア、エ、オ若しくはク又は5の(1)のウの規定による確認を受けようとする飼料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）を經由して農林水産大臣に対し大臣確認の申請を行うものとする。
- (2) (1)の申請があったときは、当該申請に係る製造工程が第1の1の(1)から(8)までの大臣確認の対象となる動物由来たん白質及び動物性油脂の区分に応じ、それぞれ、別添1から別添8までの飼料の製造工程に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。
- (3) 製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた飼料（以下「確認済飼料」という。）の製造業者は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書を検査所を經由して速やかに返納するものとする。

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

- ア 確認済飼料の製造業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第3号により、検査所を經由して農林水産大臣に大臣確認の変更確認申請を行うものとする。
- イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて審査の上、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知するものとする。
- ウ 確認済飼料の製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、2の(2)の通知に係る確認書を検査所を經由して速やかに返納するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認済飼料の製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、検査所を經由して農林水産大臣に速やかに届け出るとともに、2の(2)の通知に係る確認書を速やかに返納するものとする。

(3) 確認飼料の製造業者の会社名等の変更

確認飼料の製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、検査所を経由して農林水産大臣にこれらの事項の書換申請を行うものとする。

(4) その他の変更

確認飼料の製造業者は、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等をしようとする場合には、別記様式第7号により、遅滞なく、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

4 輸入品の取扱いについて

第1の1の(1)から(8)までに定める動物由来たん白及び動物性油脂の輸入品であって、下記の条件を満たすものについては、大臣確認を受けた動物性たん白質又は動物性油脂と同等に取り扱うものとする。

(1) 第1の1の(1)に定めるものにあつては、次の条件

ア 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写し(以下「適合証明書」という。)を添付すること。

イ 当該輸入品の輸入業者が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第52条の規定に従い、適切に輸入及び出荷に関する帳簿を備え、記録を8年間保存する旨を定めること。

(2) 第1の1の(2)から(6)まで及び(8)に定めるものにあつては、(1)のア及びイに定める条件のほか、次の条件

ア トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであつて、これらの輸送又は保管のために用いる容器には、製造基準に基づいたものを使用すること。

イ 当該輸入品の輸入業者が、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。

ウ 当該輸入品の輸入業者が、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

(ア) 流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務が製造基準に適合していることを定期的に確認すること。

(イ) 流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、適合証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第9号による動物性油脂供給管理票を作成する

こと。輸入業者は、適合証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとする。

(り) 輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。

(エ) 流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) 第1の1の(7)に定めるものにあつては、(1)のア及びイ並びに(2)のアに定める条件

第2 製造設備の故障等についての対応

確認済飼料の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済飼料の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を經由して農林水産大臣に報告するものとする。

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

第1の1の(3)、(6)及び(8)に定める飼料につき第1の2の(1)の大臣確認の申請又は第1の3の(4)の変更の届出があつた場合は、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。）は、原則として、別添3-1の1の(4)、別添6の1の(4)若しくは(5)又は別添8-1の1の(4)に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産大臣に報告するものとする。

第4 その他

- 1 本通知の施行前に関係通知に基づき提出された大臣確認の申請書は、本通知に基づき提出された申請書とみなす。
- 2 本通知の施行の際、現に関係通知に基づき交付されている大臣確認の確認書は、本通知の施行後も（有効期間の定めがあるものにあつては、有効期間が終了するまでの間）なお効力を有する。

別添 1

ゼラチン及びコラーゲンの製造基準

1 原料の受入に係る基準

ゼラチン又はコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）の製造に用いる原料受入の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造工程

確認を受けるゼラチン等の製造工程は、ア又はイの要件を満たしていること。

ア 皮を原料としてゼラチン等を製造する場合、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

イ 骨（頭骸骨及び椎骨を除く。）を原料としてゼラチン等を製造する場合、当該製品の製造工程において、①加圧下での洗浄、②酸による脱灰、③長期のアルカリ処理、④ろ過、⑤138℃で4秒間の殺菌の各処理がなされていること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

製品出荷の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

別添 2

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白（以下「血粉等」という。）の製造に用いる原料は、ア及びイの要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第 10 号による血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。

ア 血粉等の原料となる血液（以下「原料血液」という。）の採取対象動物は、と畜場において、と畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜及び解体が認められた豚（又は馬）のみから血液を採取すること。

イ 原料血液の採取方法は、電気昏倒又は二酸化炭素を用いて気絶させ、解体を行う前に他の組織が混入しないよう血液を回収した上で専用の処理施設に直ちに搬送し、専用タンクに保管すること。

(2) 原料血液の輸送

原料血液の輸送に当たっては、専用容器を用い血液供給管理票が添付されていること。原料血液の輸送容器に対しては、原料血液以外の血液等が混入しないよう対策を講じること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に原料血液以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票の記載内容、供給された原料血液の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、8 年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

血液専用の設備であって、食肉加工施設及び肉骨粉等の製造施設から完全に分離していること。豚（又は馬）のみの血液を専用工程で製造すること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

確認を受ける血粉等の出荷に当たっては、1 の要件を満たす原料血液以外から製造されたものが混入しないようにし、新品の包装容器を用いて包装すること。

(2) 肉骨粉等供給管理票

確認を受ける血粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、血粉等の製造業者は、当該血粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

確認を受けた血粉等以外の動物性たん白質等を入れた容器と混載する場合は、輸送容器に蓋をする等対策を講じること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

6 成分規格

(1) 病原微生物に汚染されていないこと。

(2) 他の動物種の血液、血しょうが含まれていないこと。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

豚肉骨粉等の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添 3 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 1 1 号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては別添 3 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚由来以外の動物質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚であり豚以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 5 2 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 3 - 2 の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける豚肉骨粉等の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の製造

工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける豚肉骨粉等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏又はうずら用飼料の製造工程であることを確認すること。

(2) 出荷工程

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(3) 肉骨粉等供給管理票

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、豚肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

豚肉骨粉等製品の輸送に当たっては、専用の容器を用いること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

1 原料収集先について

(1) と畜場

ア 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料となる豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。

豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。

ウ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

オ 豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚原料の出荷に当たっては、豚以外の原料が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式第 11 号により原料供給管理票が発行されること。

キ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

(2) カット場等

ア と畜場等より輸送される豚の枝肉は、豚の枝肉のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉の輸送容器は、豚の枝肉の専用容器か、豚の枝肉を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。

なお、カット場等より輸送されるカットされた豚肉等（以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕

切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。

イ 豚の枝肉等の保管から豚原料が生じるカット工程までは、豚以外の枝肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット工程の作業には、豚専用の器具を用いること。

ウ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。

オ 豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

カ 豚原料の出荷に当たっては、豚以外の原料が混入していないことをクの確認責任者が確認した上で、別記様式第11号により原料供給管理票が発行されること。

キ 豚原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ク アからキまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

ケ アからクまでが確実に実施されている豚原料を出荷すること。

2 豚原料の輸送

(1) 豚原料の輸送に当たっては、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように輸送されていること。

(2) 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように蓋をした容器を用いること。

(3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添 4

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養する農場又は食鳥処理場のみから受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

家きん原料の輸送に当たっては、専用容器で家きん原料のみを輸送すること。

(3) 原料受入時の記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受けるチキンミール等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受けるチキンミール等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

チキンミール等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 肉骨粉等供給管理票

チキンミール等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、チキンミール等の製造業者は、当該チキンミール等が遅滞なく最終荷受者に確実に

入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

チキンミール等の製品の輸送に当たっては、専用車を用いるか、当該飼料を輸送する前に輸送車の洗浄を徹底すること。

5 製造管理者

製造管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを、実地に管理すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、輸送管等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「家きん加水分解たん白等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」とする。）は、家きんを飼養する農場又は食鳥処理場のみから受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

家きん原料の輸送に当たっては、専用容器で家きん原料のみを輸送すること。ただし、農場から輸送される解体処理をされていない家きんの輸送に当たっては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける家きん加水分解たん白等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける家きん加水分解たん白等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

家きん加水分解たん白等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 肉骨粉等供給管理票

家きん加水分解たん白等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、家きん加水分解たん白等の製造業者は、当該家きん加水分解たん白等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から

回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

家きん加水分解たん白等製品の輸送に当たっては、専用の輸送容器を用いること。

5 製造管理者

製造管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを、実地に管理すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

別添6

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

ア 豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添3-2の確認基準の要件を満たす原料収集先と(4)のア及びイの契約を締結し、別記様式第11号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ 家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、食鳥処理場と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第11号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

豚原料の輸送に当たっては、別添3-2の確認基準を満たした条件で輸送すること。食鳥処理場から輸送される家きん原料の輸送に当たっては、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用い、原料供給管理票が添付されていること。家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、家きん原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

豚原料又は家きん原料の受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚

又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を8年間保存すること。

(4) 豚原料の収集先との契約

豚原料の収集先等豚原料の収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が豚原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚原料の収集先等は、別添3-2の確認基準を満たすこと。

イ 豚原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(5) 家きん原料の収集先との契約

家きん原料の収集先とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が家きん原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 家きん原料の収集先等は、1の(1)のイ及び(2)の内容を満たすこと。

イ 家きん原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける原料混合肉骨粉等の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける原料混合肉骨粉等の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏又はうずら用飼料の製造工程であることを確認するこ

と。

(2) 出荷工程

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物由来たん白質が混入しないようにすること。

(3) 肉骨粉等供給管理票

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、別記様式第8号により肉骨粉等供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、原料混合肉骨粉等の製造業者は、当該肉骨粉等が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

(4) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

原料混合肉骨粉等製品の輸送に当たっては、専用の輸送容器を用いること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、原料・製品の品質について実地に管理・検査すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

魚介類由来たん白質の製造基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

魚粉の製造に用いる原料は、魚介類のみを分別して取り扱う事業場から受け入れること。また、他の製造事業場で製造された魚粉等を原料として使用するに当たっては、大臣確認を受けた魚介類由来たん白質（輸入された魚介類由来たん白質にあつては、製造国の政府又は同等の機関の証明書又はその写し（以下「証明書等」という。）の添付されているもの）のみ受け入れること。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、魚介類のみを取り扱う専用車を用いるか、魚介類以外のたん白質が混入しないよう魚介類の輸送に際して輸送車の洗浄を行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料の受入に当たっては、収集先の適否及び輸送方法の適否について確認し、記録すること。記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存するとともに、収集先の適否及び輸送方法の適否の記録に関しては、8年間保存すること。

また、輸入した魚介類由来たん白質については、添付されている証明書等を確認し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存するとともに、証明書等の確認の記録に関しては、8年間保存すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける魚粉等の製造工程は、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質の製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中においてほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

魚粉の出荷に当たっては、ほ乳動物及び家きんに由来するたん白質が混入

しないようにすること。

(2) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

魚粉の製品の輸送に当たっては、専用の輸送車を用いるか、当該飼料を輸送する前に輸送車の洗浄を徹底すること。

5 製造管理者

製造管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを、実地に管理すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

飼料用動物性油脂の製造工程に関する基準

1 原料受入に係る基準

(1) 収集先

飼料用の動物性油脂の製造に用いる原料は、別添 8 - 2 の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第 1 1 号の原料供給管理票が携行されたもの、(4)のイ及びウの契約を締結した者から収集されるもの又は農場から直接出荷されるもののみ受け入れること。なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は家きんであり、牛のせき柱又はと畜場法（昭和 28 年法律第 1 1 4 号）第 1 4 条の検査を経ていない牛（以下「せき柱等」という。）の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2) 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添 8 - 2 の確認基準を満たした条件で輸送すること。なお、農場から輸送される解体処理をされていない豚又は家きんの輸送に当たっては、せき柱等を入れる容器と共用されておらず、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料受入時にせき柱等が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が携行されていない原料については、せき柱等を取り扱わない原料収集先からのものであって(4)のイ及びウの契約を締結したものの又は農場から直接出荷された原料であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 3 5 号）第 5 2 条に規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を 8 年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 原料収集先等は、別添 8 - 2 の確認基準を満たすこと。

イ 原料収集先等は、せき柱等を受け入れないこと。

ウ 原料収集先等は、契約を締結した飼料用動物性油脂の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又は独立行政法人肥飼料検査所の職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程は、1 の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

また、確認を受ける飼料用動物性油脂の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。

さらに、製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条に規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 出荷工程

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外から製造された動物性油脂が混入しないようにすること。

(2) 動物性油脂供給管理票

飼料用動物性油脂の出荷に当たっては、別記様式第9号により動物性油脂供給管理票を作成し、製品に対して携行すること。また、製品の出荷後、飼料用動物性油脂の製造業者は、当該油脂が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、最終荷受者から回付された動物性油脂供給管理票を8年間保存すること。

(3) 出荷記録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第52条に規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

4 製品輸送に係る基準

飼料用動物性油脂の輸送に当たっては専用の容器を用いること。

5 製造・品質管理者

製造・品質管理者を設置し、原料の受入から製品の輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認するとともに、製品の品質について実地に管理すること。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、8年間保存すること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋、ローリー等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

飼料用動物性油脂製造業者による油脂原料収集先の確認基準

1 油脂の原料を扱う事業場

- (1) 動物性油脂の原料となる副産物（以下「副産物原料」という。）は、牛のせき柱（以下「せき柱」という。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位と分別されていること。
- (2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、せき柱が混入しないよう分別され、保管されていること。
- (3) せき柱の脱骨が行われている場合は、せき柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。当該特定の場所の作業上容易にせき柱を投入できる位置に牛のせき柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、牛のせき柱はその容器で保管されていること。
- (4) 副産物原料に牛のせき柱が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- (5) 副産物原料の出荷に当たっては、せき柱が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、別記様式第11号により原料供給管理票を発行すること。
- (6) 副産物原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。
なお、副産物原料を入れる容器は、せき柱を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料とせき柱を混載して出荷する場合は、せき柱専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱が入っている旨を明示されていること。
- (7) (1)から(6)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- (8) (1)から(7)までが確実に実施されている副産物原料を出荷すること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器がせき柱を入れる容器と共用されておらず、せき柱が混入しないように輸送されていること。
- (2) せき柱の輸送に当たっては、せき柱が入っている旨が明示された専用容器を用いること。当該容器に対しては、せき柱由来の液体等が漏れないよう対策を講じ、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送容器には、原料供給管理票が携行されていること。

注 「容器」とは、バルク車、トランスバック、PP袋、紙袋等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものを

いう。

年 月 日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（※注1）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（※注2）による確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合
 - ア 原料収集先の一覧表（別記）
 - イ 原料収集先と締結した契約書の写し
 - ウ 製造工程の図面（第1の1の(3)又は(6)の飼料以外の動物由来たん白質を製造している場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）
- (2) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合
 - ア 原料収集先の一覧表（別記）
 - イ 原料収集先と締結した契約書の写し
 - ウ 製造工程の図面（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていないもの又は牛のせき柱を処理する工程を併設している等の場合にあっては、当該工程と製造工程との位置関係が記載された平面図を含むこと。）
- (3) (1)及び(2)以外の場合
製造工程の図面を添付すること。

- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

※注1：製造に係る品目を記載する。

(記載例)

ゼラチン、家きんに由来するチキンミール、豚に由来する肉骨粉、
豚及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質

注2：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

(別記)

原料収集先の一覧表

確認を受ける事業場の名称

確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先（電話番号）

業 種	事業場の名称	事業場の住所	備考

(注)

- 1 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認を受ける事業場」及び「確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先」は、2枚目以降には記載する必要はない。
- 2 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食肉製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載する。
- 3 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載する。

別記様式第2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（※注1）の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（※注2）により、申請のとおり確認する。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣

印

※注1：製造に係る品目を記載する。

注2：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

年 月 日

製造基準適合確認（変更）申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認を受けた〇〇に由来する〇〇（※注1）の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（※注2）による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考：1 添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。
2 正本1部及び副本2部を提出すること。

※注1：製造に係る品目を記載する。

注2：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

別記様式第4号

農林水産省指令 番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認を受けた下記の事業場における〇〇に由来する〇〇（※注1）の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）〇〇〇の規定（※注2）

〔により、申請のとおり確認する。
に基づく製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売を停止し、
確認書を返納されたい。〕

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣

印

※注1：製造に係る品目を記載する。

注2：製造に係る品目に応じ、相当する省令別表第1の規定を記載する。

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認を受けた〇〇に由来する〇〇（※注）の製造工程については、下記のとおり〇〇に由来する〇〇（※注）の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(2)の規定により、〇〇に由来する〇〇（※注）の製造を中止するとともに、確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

※注：製造に係る品目を記載する。

施行注意：下線部は本通知の発出日、番号を記入のこと。

別記様式第6号

年 月 日

製造基準適合確認書書換交付申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令第 号で確認を受けた〇〇に由来する〇〇（※注）の確認書の記載事項について下記のとおり変更したいので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(3)の規定に基づき、確認書の書換交付を申請します。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

※注：製造に係る品目を記載する。

施行注意：下線部は本通知の発出日、番号を記入のこと。

別記様式第7号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の(4)の規定に基づき、年 月 日付けで〇〇に由来する〇〇（※注）の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

備考：1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 第1の1の(3)又は(6)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- (2) 第1の1の(8)の飼料を製造する場合

原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）等変更する事項を記載した書類を添付すること。

- 2 正本1部及び副本2部を提出すること。

※注：製造に係る品目を記載する。

施行注意：下線部は、本通知の発出日、番号を記入のこと。

別記様式第8号

(肉骨粉等供給管理票の記載例)

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する肉骨粉等の種類	豚肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	ポークミートボンミール1号
出荷年月日	平成○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名 印

記入上の注意

太枠線上段は、確認済飼料供給者が記入すること。

〃 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式第9号

(動物性油脂供給管理票の記載例)

動物性油脂供給管理票	
動物性油脂供給業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 <div style="text-align: right;"> 管理者の職名・氏名 印 </div>
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する動物性油脂の種類	牛由来油脂
供給する動物性油脂の名称	牛由来油脂1号
出荷年月日	平成○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	タンクローリー 1, 000リットル
受入年月日	平成○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	タンクローリー 1, 000リットル
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 <div style="text-align: right;"> 管理者の職名・氏名 印 </div>

記入上の注意

太枠線上段は、確認済飼料供給者が記入すること。

// 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式第10号
(血液供給管理票の記載例)

血液供給管理票	
血液供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する血液の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記すること。

別記様式第 1 1 号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛のせき柱が含まれていないことを明記すること。

別記様式第 1 1 号

(原料供給管理票の記載例)

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者又は確認責任者の職名・氏名 印
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

※ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記し、牛由来原料を使用する場合は、牛のせき柱が含まれていないことを明記すること。

資料 6

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号） （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ク [略] [削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ク [略] ケ 牛、めん羊、山羊及びしか（以下「牛等」という。）を <u>対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> <u>（ア）皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。</u> <u>（イ）骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。</u> <u>a 加圧下での洗浄</u> <u>b 酸による脱灰</u> <u>c 長期のアルカリ処理</u> <u>d ろ過</u> <u>e 138°で4秒間の殺菌処理</u> コ 牛等を対象とする飼料は、<u>家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> サ 牛等を対象とする飼料は、<u>魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいい、農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> シ 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、<u>ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん</u></p>

[削る。]

[削る。]

ケ [略]
コ [略]
サ [略]
シ [略]
ス [略]

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア～カ [略]

[削る。]

[削る。]

キ [略]
ク [略]
ケ [略]
コ [略]
[削る。]

白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）を除く。）を含んではならない。

ス 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）を除く。）を含んではならない

セ 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）を除く。）を含んではならない。

ソ [略]
タ [略]
チ [略]
ツ [略]
テ [略]

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア～カ [略]

キ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

ク ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）及び魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

ケ [略]
コ [略]
サ [略]
シ [略]
ス

牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含む飼料（飼料を製造す

(3) 飼料一般の使用の方法の基準

ア [略]

イ (ア) [略]

(イ) (1)のウの表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。

(ウ) [略]

ウ～オ [略]

[削る。]

[削る。]

カ [略]

(4) 飼料一般の保存の方法の基準

ア・イ [略]

[削る。]

[削る。]

(5) 飼料一般の表示の基準

ア [略]

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げ

るための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

(3) 飼料一般の使用の方法の基準

ア [略]

イ (ア) [略]

(イ) (1)の表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。

(ウ) [略]

ウ～オ [略]

カ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

キ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）に対し使用してはならない。

ク [略]

(4) 飼料一般の保存の方法の基準

ア・イ [略]

ウ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質並びにこれらを含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

エ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

(5) 飼料一般の表示の基準

ア [略]

イ 飼料（飼料添加物を含むもの確認済血粉等、確認済チキ

る事項を表示しなければならない。

(ア) ~ (エ) [略]

(オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)及びコの(ア)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(カ) ~ (コ) [略]

[削る。]

(注) 1 [略]

2 1) (1)のウの表に掲げる飼料添加物については、同表に掲げる単位を用いて表示するものとする。
2)~4) [略]

3 [略]

ウ [略]

2 動物由来たん白質 (ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。) 又は動物由来

ンミール等及び確認済魚介類由来たん白質並びにこれらを原料とするもの並びに飼料添加物を含まないものであつて落花生油かす、尿素、ジウレイドイソブタン若しくは動物性油脂 (獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としては乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。) 又はこれらを原料とするものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) ~ (エ) [略]

(オ) 1の(1)に掲げる表、1の(1)のキの(ア)、ソの(ア)及びタの(ア)、1の(2)のエからカ、ケに掲げる表及びサ、2の(1)のイに掲げる表、3の(1)のイに掲げる表並びに4の(1)のイ及びエに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(カ) ~ (コ) [略]

(サ) 確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質又はこれらを原料とする飼料にあつては、次の文字

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと (牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) に混入しないよう保存すること。

(注) 1 [略]

2 1) (1)の表に掲げる飼料添加物については、同表に掲げる単位を用いて表示するものとする。
2)~4) [略]

3 [略]

ウ [略]

たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(I) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

ア 牛、めん羊、山羊及びしか(以下「牛等」という。)を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質(ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。)を含んではならない。

(ア) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

(イ) 骨(頭蓋骨及び椎骨を除く。)に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。

a 加圧下での洗浄

b 酸による脱灰

c 長期のアルカリ処理

d ろ過

e 138°で4秒間の殺菌処理

イ 牛等を対象とする飼料は、家きん由来たん白質(家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。)を含んではならない。

ウ 牛等を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質(魚介類に由来するたん白質をいい、農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。)を含んではならない。

エ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質(豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済血粉等」という。)、豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済豚肉骨粉等」という。)又は豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と

完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）を除く。）を含んではならない。

オ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、家きん由来たん白質（チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）、家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）又は確認済原料混合肉骨粉等を除く。）を含んではならない。

カ 家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）を含んではならない。

キ 家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）を含んではならない。

ク 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）を除く。）を含んではならない。

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）及び魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）及び魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）は、家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

エ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、豚、鶏又はうずらに対し使用してはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）又は魚介類由

来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか又

は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格及び使用の方法等の基準

(1) ~ (2) [略]

(3) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の表示の基準

ア 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 対象家畜等

(イ) 落花生油かすの配合割合

4 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) ~ (4) [略]

(5) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準

ア 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ [略]

ウ 尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

2 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格及び使用の方法等の基準

(1) ~ (2) [略]

(3) 落花生油かすを原料とする飼料の表示の基準

落花生油かすを原料とする飼料には、落花生油かすの配合割合を表示しなければならない。

3 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) ~ (4) [略]

(5) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準

ア [略]

イ 尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 対象家畜等

(イ) [略]

(ウ) [略]

(エ) [略]

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

- (1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格
ア 動物性油脂(獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。)の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

[略]

イ～エ [略]

- (2)～(4) [略]

- (5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造(輸入)年月

(ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)

イ [略]

ウ [略]

エ 確認済動物性油脂(反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。)又は特定動物性油脂を含む飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

オ [略]

(ア) [略]

(イ) [略]

(ウ) [略]

4 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

- (1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格
ア 動物性油脂の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

[略]

イ～エ [略]

- (2)～(4) [略]

- (5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア [略]

イ [略]

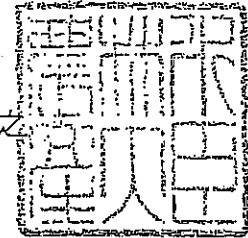
ウ [略]



15消安第3367号
平成15年11月11日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について

(別紙)

1 経緯

- (1) ほ乳動物由来たん白質の飼料利用については、BSEの感染経路を遮断するため、平成13年10月15日以降飼料安全法に基づく成分規格等省令により禁止しているところである。
- (2) ほ乳動物由来たん白質のうち、豚(又は馬)由来の肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白(以下「豚肉骨粉等」という。)については、そのもの自体はBSEの感染源とはならないものの、原料の収集・製造段階で反すう動物由来肉骨粉等が混入する可能性があることから、飼料への利用が禁止されてきたところである。
- (3) 平成14年9月に開催されたBSE技術検討会において、豚肉骨粉等がBSEの感染原因とならず、その飼料利用は問題とはならないが、その利用に当たっては反すう動物由来肉骨粉等の混入防止が確実に行われることが必要とされた。

2 改正の概要

- (1) 豚肉骨粉等のうち、反すう動物由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程であることについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(以下「確認済豚肉骨粉等」という。)については、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。(別添)
また、既に飼料利用可能な動物由来たん白質(大臣確認を受けた豚由来の血粉及び血しょうたん白、チキンミール、魚介類由来たん白質等)と確認済豚肉骨粉等の原料を混合して製造された動物由来たん白質についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (2) 家きん由来たん白質については、既に飼料利用が認められている大臣確認済のチキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白に加えて、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された蒸製骨粉及び加水分解たん白についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の飼料については、誤用・流用を防止する観点から、牛等の飼料に混入しないよう保存するとともに、使用上及び保存上の注意事項を表示すること等を義務づけること。

(リスク管理の概要は別添参照)

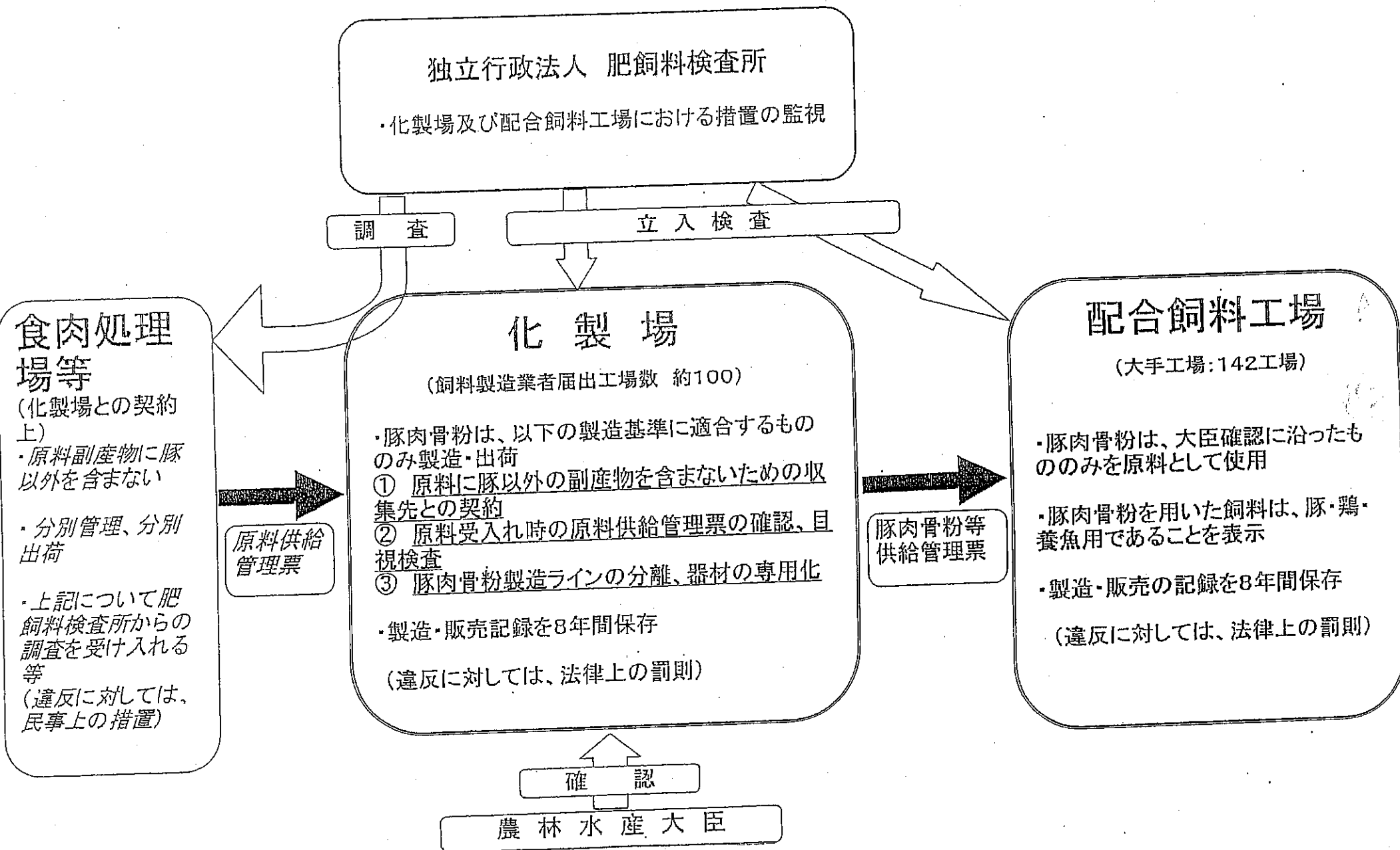
肉骨粉等の取扱い（概念図）

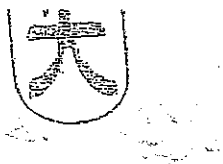
用途 由来動物		飼料		
		鶏用	豚用	牛用
牛	肉骨粉類 (血粉等含む)	×	×	×
	蒸製骨粉類			
豚	肉骨粉類	○	○	×
	血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	○ (大臣確認されたもののみ)	○ (大臣確認されたもののみ)	
鶏	フェザーミール、 チキンミール等	○	○	×
	血粉 血しょうたん白 加水分解たん白 蒸製骨粉類	○ (大臣確認されたもののみ)	○ (大臣確認されたもののみ)	

○：飼料利用禁止の解除
×：飼料利用禁止を継続

が今回解除部分

豚肉骨粉等の確認措置

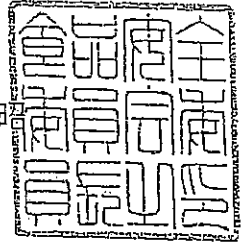




府食第 696 号
平成 16 年 6 月 24 日

農林水産大臣
亀井 善之 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅晴



15 消安第 3367 号における豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果の通知について

15 消安第 3367 号（平成 15 年 11 月 11 日付け）をもって貴省より当委員会に対し意見を求められた食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。なお、プリオン専門調査会における審議概要及び評価結果をまとめたものを添付します。

記

1. 現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において BSE に感染し、BSE を伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考えられる。
2. BSE の汚染が高い EU 諸国では、EC 規則上、認可された工場で食用として製造された動物性たん白質を飼料原料として利用することを認めている。しかし、各国の BSE 汚染度のステータス評価が確定するまで、その施行が延期されている。従って、現在、動物性加工たん白質は全ての家畜に給与することは禁じられている。これは、BSE 高度汚染国では、交差汚染を防止することが極めて困難であるという、EU の経験に基づいていると考えられる。

わが国において、豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんに飼料として与えることによるヒトへの BSE 感染リスクは、牛での交差汚染によるリスクであり、と畜場、食肉処理場、レンダリングのいずれかで交差汚染が起こり、かつ、飼料工場、輸送・販売、農家のいずれかで交差汚染の起こるリスクである。この交差汚染のリスクは、これらと畜場から農家に至る各過程において農林水産省による管理措置が遵守されれば十分軽減されるものと考えられる。

また、我が国では豚から豚へ BSE が増幅する可能性はきわめて低いと推測されるが、今後、①我が国における BSE 汚染の程度の確認、②豚への BSE 病原体の経口接種試験等に係る新たな知見の収集、③交差汚染防止の実施状況の確認に努め、その結果に基づき、老齢の豚のレンダリングを避けることについて検討する等、慎重な対応が必要と考えられる。

接受

これらのことから、豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。また、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである。

3. 馬については、現時点において、BSEの感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬及び家きんの飼料として利用することによる、ヒトへの食品健康影響については評価することはできない。

豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について

1 はじめに

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき農林水産省から豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（以下「飼料安全法」という。）に規定する飼料の基準・規格の改正に係る食品健康影響評価について意見を求められた。（平成15年11月12日、関係書類を接受）

農林水産省では、ほ乳動物由来たん白質の飼料利用について、BSEの感染経路を遮断するために、平成13年10月15日以降、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第133号）により禁止してきたところである。ほ乳動物由来たん白質のうち、豚、馬及び家きん由来たん白質については、そのもの自体はBSEの感染源とはならないものの、原料の収集・製造段階で反すう動物由来肉骨粉等が混入する可能性があるとして、飼料への利用を禁止されたところである。しかし、豚、馬及び家きん由来の一部のたん白質については、他のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて、農林水産大臣の確認を受けたものである場合に限って、牛以外の家畜の飼料に利用することが認められている*1。なお、農林水産省の「第12回牛海綿状脳症（BSE）に関する技術検討会（以下「BSE技術検討会」という。）」（平成14年9月24日開催）において、豚肉骨粉等の豚・鶏用飼料への利用については、牛肉骨粉等の交差汚染の防止が確実になされることを条件に問題はないとされている[1]。

当専門調査会は、第3回プリオン専門調査会（平成15年11月27日開催）において、豚由来たん白質等の飼料利用に係る調査審議を実施した。その結果、現在の知見では豚や家きんが自然状態においてBSEに感染し、BSEを伝達する科学的根拠はないと考えられるものの、豚や家きんに由来するたん白質を飼料として利用することについては、交差汚染を防止するための管理措置に関する情報（海外の規制状況等を含む）を参考とする必要があるとし、これらの情報等を収集した上で再度審議することとなった。

第7回専門調査会（平成16年3月26日開催）において、収集すべきとされた情報等を基に再度審議を行った。

*1 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第137号及び平成15年農林水産省令第67号）により、以下のものについて家畜等（牛を除く）を対象とする飼料に含んでよいこととされた。

- ① 豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白質であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（「確認済血粉等」という）。
- ② 家きん由来のチキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（「確認済チキンミール等」という）。
- ③ 魚介類由来たん白質であって、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（「確認済魚介類たん白質」という）。

2 農林水産省における今後の取扱いについて

農林水産省は、BSE 技術検討会における検討結果を踏まえ、以下のことについて飼料安全法に基づく基準・規格の改正を行いたいとしている。

- (1) 豚肉骨粉等のうち、反すう動物由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程であることについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの（以下「確認済豚肉骨粉等*2」という。）については、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
また、既に飼料への利用が可能となっている動物由来たん白質（大臣確認を受けた豚由来の血粉及び血しょうたん白、チキンミール、魚介類たん白質等）と確認済豚肉骨粉等の原料を混合して製造された動物由来たん白質についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (2) 家きん由来たん白質については、既に飼料利用が認められている大臣確認済のチキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白（脚注*1参照）に加えて、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された蒸製骨粉及び加水分解たん白についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。
- (3) 上記（1）及び（2）の飼料については、誤用・流用を防止する観点から、牛等の飼料に混入しないよう保存するとともに、使用上及び保存上の注意事項を表示すること等を義務づけること。

3 豚肉骨粉等について

農林水産省から提出された資料では、以下のとおり定義される。

「豚肉骨粉等」とは、ほ乳動物由来たん白質のうち、豚又は馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白質をいう。

「肉骨粉」とは、食肉を取り除いた後の骨、内臓、くず肉などを原料にして加熱処理によって脂質を分離し、乾燥させて細かく砕いた粉末状のものをいう。

「蒸製骨粉」とは、骨を加熱・加圧し、脂質・液分を除いた細かく砕いた粉末状のものをいう。

「加水分解たん白」とは、内臓、くず肉、乳たん白等をたん白分解酵素や化学的処理によって液状に分解したものをいい、粉末状、ペースト状などにして飼料に利用される。

4 飼料工場等の工程分離状況

- (1) 農林水産省によれば、豚由来肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白質を製造・出荷する飼料製造届出工場（レンダリング工場）約 100 工場のうち、農林水産大臣の確認を受けることが可能と見込まれる工場は、平成 15 年度末までに 11 工場、平成 16 年度中に 5 工場であり、これら 16 工場のうち、鶏を混合処理する工場は 7 工場となっている[2]。また、鶏専用工場は、現時点で 25 工場となっている。
- (2) 配合飼料大手工場についても、農林水産省によれば、牛用飼料と豚・鶏用飼料の製造工程分離などの対策に対応可能な工場数は、平成 15 年度末までに 138 工場のうち 72 工場、平成 16 年度末までに 139 工場のうち 123 工場、平成 17 年度当初には全工場に達する見込みであるとされている[3]。

*2 反すう動物由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程であることについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された豚又は馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白。

(3) 今後、農林水産省は、認可を受けたレンダリング工場及び飼料製造工場に対して立ち入り調査を行い、措置の監視を実施することとしている。

5 海外における規制及び利用実態について

EU の EC 規則 (Regulation (EC) No1774/2002) によれば、食用に適する動物由来の副産物などの指定物質 (第 3 種物質^{*3}) であって、認可された工場で製造された動物性たん白質については、飼料原料として利用可能とされているが[4]、各国のステータス評価が確定するまでの間は動物性加工たん白質をすべての家畜へ給与することを禁止することとなっている。また、調査した限りにおいても、EU 加盟国及びスイスにおいて現時点で豚由来肉骨粉を豚及び家禽の飼料に利用している国はない[5]。

米国及びカナダでは、豚及び馬を除くほ乳動物由来たん白質又はそれらを含む全ての物質について、反すう動物への給餌を禁止しているが、豚及び鶏に由来するたん白質を反すう動物の飼料に利用することは可能となっている。

なお、BSE 感染牛の出生年の情報が入手できる英国及び仏国について、BSE 発生数年別・出生年別及び規制時期をグラフに示し、規制時期と BSE 発生数の関係を比較検討した。

6 食品健康影響評価について

豚肉骨粉等の飼料利用に係る食品健康影響評価について、BSE 技術検討会、第 3 回及び第 7 回プリオン専門調査会における審議結果も踏まえつつ、以下のとおりとりまとめた。

(1) 豚肉骨粉等について (豚及び馬の BSE 感受性・伝達性について)

豚における BSE の神経病原性・伝達性についての報告によれば、BSE に感染した牛の脳を用いた複数の経路 (脳内、静脈内及び腹腔内) による接種試験で、69 ~150 週の潜伏期を経て病変が確認され、臨床症状が出る前の病理学的な変化が 2 頭の豚で接種後 105 週と 106 週に認められた。また、感染した豚の組織を材料としたマウスへの脳内及び腹腔内接種試験では、中枢神経系、胃、十二指腸、遠位回腸、膵臓に感染性が認められている。一方、豚に BSE 感染脳を 1-2 週間隔で 3 回給餌した場合、7 年間にわたって、経口投与した豚に BSE の病変は確認されていない。従って、豚は BSE に感受性はあるが、経口暴露による自然感染はないであ

^{*3} 第 3 種物質は、以下に説明される動物性副産物又はそのような副産物を含む全ての物質により構成される。

(a) と畜された動物の一部で、共同体法規に基づきヒトの食用として適当であるが、商業的理由によりヒトの食用を目的としないもの、(b) と畜された動物の一部で、ヒトの食用として不適格となったが、ヒト又は動物に対して感染性のある疾病の兆候による影響を受けていないもの、及び共同体法規に基づきヒトの食用として適当であるとされたと体に由来するもの、(c) 生前検査の結果、共同体法規に基づきヒトの食用として適当とされ、と畜場でと畜された動物に由来する皮及び皮膚、蹄及び角、豚毛及び羽毛、(d) 生前検査の結果、共同体法規に基づきヒトの食用として適当とされ、と畜場でと畜された反芻動物以外の動物から採取された血液、(e) 脱脂骨及び脂肪かすを含むヒトの食用を目的とした製品の製造によって生じる動物性副産物、(f) 食品残渣以外の動物に由来する元食品又は動物に由来する元食品を含む製品で、商業的理由又は製造上又は包装上の欠陥あるいはその他の欠陥により、ヒトの食用を目的としなくなったもの、(g) 製品を介してヒト又は動物に対する感染性のある疾病の臨床的兆候を示さない動物に由来する未加工の乳、(h) 魚粉製造を目的として、外洋で捕獲された魚又は海生哺乳類を除く海生動物、(i) ヒトの食用の魚製品を製造する工場からの魚由来の生の副産物、(j) 製品を介してヒト又は動物に対する感染性のある疾病の臨床的兆候を示さない動物に由来する卵殻、孵化場の副産物及びヒビの入った鶏卵の副産物、(k) 製品を介してヒト又は動物に対する感染性のある疾病の臨床的兆候を示さない動物に由来する血液、皮及び皮膚、蹄、羽毛、羊毛、角、毛及び毛皮、(l) 第 4 条(1)(e) に示すもの (国際的輸送手段からの食品残渣) 以外の食品残渣。

ろうと結論付けられている[6, 7]。

なお、欧州委員会科学運営委員会の報告では、上記の研究成果、英国における豚への BSE 感染の疫学的状況、現在進行中の豚における BSE 感染の研究等から、豚は経口では BSE に感染しないと結論付けられており、豚の各臓器、組織について特定危険部位として扱う科学的根拠はないとされている[8]。

また、豚のプリオンたん白遺伝子を発現するトランスジェニックマウスを使った感染実験では、高力価の BSE 感染因子を脳内に接種すると、全てのブタトランスジェニック(poTg)マウスが臨床症状を呈し、低用量の BSE 感染因子の接種では、コントロール群マウスの 42%が感染したのに対し、poTg マウスでは感染しなかったことから、牛と豚の間には強い種の壁が存在していることが示唆されるとの報告がある[9]。同時にこの報告では、異常プリオンたん白質が検出されなかった BSE 接種 poTg マウスの脳乳剤を使用して、別の poTg マウスに 2 代継代感染を試みると感染因子を検出できたことから、牛プリオンの初期暴露により潜在的感染を生じた poTg マウスの脳組織が再度 poTg マウスに接種された場合には、感染性を有する可能性が示唆されるとしている[9]。このことから、一旦、豚で BSE 感染が成立すると、豚の間で容易に感染が拡大する可能性が理論上あり得るが、①牛の SRM の食品・飼料への利用が禁止され、かつ、牛由来たん白質の交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設でのみ豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質の利用が認められること、②豚では経口暴露による自然感染は成立しないとされている[6-8] こと、③BSE に高度に汚染された英国等で豚に BSE の発症例が認められていないこと、④日本における BSE 汚染の程度は英国に比べ低いこと、⑤牛と豚の間には、強い種の壁が存在していることが示唆されている[9] こと、⑥と畜される豚の月齢は牛のと畜月齢に比べて低いこと等から、我が国では豚から豚へ BSE が増幅する可能性はきわめて低いと推測される。

しかしながら、poTg マウスを使った脳内接種試験の結果から、豚での BSE の不顕性感染の起こる理論的可能性は、同種動物間での病原体の増幅という重要な問題につながる可能性があるため、今後、①本年 4 月に全面的に実施されるようになった死亡牛検査の成績の蓄積による我が国における BSE 汚染の程度の確認、②豚への BSE 病原体の経口接種試験等に係る新たな知見の収集、③交差汚染防止の実施状況の確認に努め、その結果に基づき、と畜される豚の月齢の検討、特に種豚のような老齢の豚のレンダリングを避けることについて検討する等、慎重な対応が必要と考えられる。

一方、馬における BSE の感染性等に関する報告、BSE 又は TSE 感染の疫学的調査報告はない。

(2) 家きん由来の蒸製骨粉及び加水分解たん白質について（鶏の BSE 感染性・伝達性について）

BSE に感染した牛の脳材料を鶏に脳内接種、腹腔内接種あるいは経口投与しても海綿状脳症は認められていない[10]。また、BSE 高度汚染国である英国においても、BSE が鶏に伝達するという疫学的な証拠はないとされている[11, 12]。

(3) 交差汚染によるリスクについて

豚由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を飼料として豚に与えることによるヒトへの BSE 感染リスクは、a) 交差汚染により BSE が牛から牛へと増幅すること、その結果、b) 牛での汚染が進み、ヒトへの感染が起こるというリスクである。従って、牛への交差汚染が防止できれば、ヒトへのリスクは極めて低いと考える。

られる。

豚由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を飼料として豚に与えることによる交差汚染のリスクは、a)と畜場、食肉処理場及びレンダリングの過程のいずれかで交差汚染が起こり、かつ、b)豚の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を利用した豚用飼料が牛用飼料に交差汚染を起こす場合である。

豚由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚の飼料として与えることによる、各過程の交差汚染のリスクは以下のように評価される。

- と畜場 牛のと畜と豚のと畜は別の施設、あるいはライン分離した施設で行う：
交差汚染リスクは低い
- 食肉処理場 牛の処理と豚の処理は別施設、あるいは処理区域を分離する：交差汚染リスクは低い
- レンダリング 牛と豚・鶏用のレンダリングは別施設あるいはラインを分離する：交差汚染リスクは否定できない
- 飼料工場 牛用と豚・鶏用は別施設、あるいはラインを分離する：交差汚染リスクは低い
- 輸送・運搬 牛用飼料は専用の容器、あるいは専用車で輸送する：交差汚染リスクは低い
- 農家 牛用飼料と豚・鶏用飼料は混用しない：交差汚染リスクは否定できない

7 結論

(1) 現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において BSE に感染し、BSE を伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考えられる。

(2) BSE の汚染が高い EU 諸国では、EC 規則上、認可された工場で食用として製造された動物性たん白質を飼料原料として利用することを認めている。しかし、各国の BSE 汚染度のステータス評価が確定するまで、その施行が延期されている。従って、現在、動物性加工たん白質は全ての家畜に給与することは禁じられている。これは、BSE 高度汚染国では、交差汚染を防止することが極めて困難であるという、EU の経験に基づいていると考えられる。

わが国において、豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんに飼料として与えることによるヒトへの BSE 感染リスクは、牛での交差汚染によるリスクであり、と畜場、食肉処理場、レンダリングのいずれかで交差汚染が起こり、かつ、飼料工場、輸送・販売、農家のいずれかで交差汚染の起こるリスクである。この交差汚染のリスクは、これらと畜場から農家に至る各過程において農林水産省による管理措置が遵守されれば十分軽減されるものと考えられる。

また、わが国では豚から豚へ BSE が増幅する可能性はきわめて低いと推測されるが、今後、①わが国における BSE 汚染の程度の確認、②豚への BSE 病原体の経口接種試験等に係る新たな知見の収集、③交差汚染防止の実施状況の確認に努め、その結果に基づき、老齢の豚のレンダリングを避けることについて検討する等、慎重な対応が必要と考えられる。

これらのことから、豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質

を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。また、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである。

- (3) 馬については、現時点において、BSEの感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬及び家きんの飼料として利用することによる、ヒトへの食品健康影響については評価することはできない。

<引用文献・報告書等>

- 1 第12回牛海綿状脳症(BSE)に関する技術検討会(平成14年9月24日開催)の概要(第7回調査会参考資料1)
- 2 農林水産省追加提出資料;豚肉骨粉製造ライン整備工場一覧[第7回調査会資料2-1の(2)の③]
- 3 農林水産省追加提出資料;配合飼料工場における工程分離の進捗状況/方式別工程分離の見込み[第7回調査会資料2-1の(2)の④]
- 4 REGULATION (EC) No1774/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 3 October 2002 laying down health rules concerning animal by products not infected for human consumption [第7回調査会資料2-1の(2)の⑱]
(http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&lg=EN&numdoc=32002R1774&model=guichett)
- 5 農林水産省追加提出資料;概要説明の別添1[第7回調査会資料2-1の(1)の②]
- 6 S.J. Ryder, A.C. Hawkins, M. Dawson and G.A.H. Wells. The neuropathology of experimental bovine spongiform encephalopathy in the pig. *Comp. Path.* 122:131-143. (2000) (第7回調査会参考資料2)
- 7 G.A.H. Wells, A.C. Hawkins, A.R. Austin, S.J. Ryder, S.H. Done, R.B. Green, I. Dexter, M. Dawson and R.H. Kimberlin. Studies of the transmissibility of the agent of bovine spongiform encephalopathy to pigs. *J. Gen. Virol.* 84:1021-1031. (2003) (第7回調査会参考資料3)
- 8 European Commission; Opinion on the potential requirement for designation of specified risk materials in pigs, adopted by the Science Steering Committee at its meeting of 6-7 March 2003. (第7回調査会参考資料4)
(http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/ssc/out319_en.pdf)

- 9 Joaquin Castilla, et al.: Subclinical Bovine Spongiform Encephalopathy Infection in Transgenic Mice Expressing Porcine Prion Protein, *J. Neuroscience* 24 (21):5063-5069(2004) (第11回調査会資料1-2)
- 10 Preliminary Scientific Report on the risks of non conventional transmissible agents, conventional infectious agents other hazards such as toxic substances entering the human food or animal feed chains via raw material from fallen stock and dead animals (including also: ruminants, pigs, poultry, fish, wild/exotic/zoo animals, fur animals, cats, laboratory animals and fish) or via condemned materials. The present preliminary report prepared by a SSC Working Group was submitted to the SSC at its meeting of 18-19 March 1999. The preliminary opinion resulting from these discussions is available on internet as a separate document. For both the final report and the opinion to be based on an as wide scientific consultation as possible, the SSC decided to invite scientists, research laboratories and interested parties to communicate their comments, further contributions, possible additional evidence/material etc. to the preliminary opinion and the attached report to the SSC secretariat, *before 12 April 1999*. (第7回調査会参考資料5) (http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/ssc/out42_en.html)
- 11 European Commission; Intra-Species Recycling Opinion on: the risk born by recycling animal by products as feed with regard to propagating TSE in non-ruminant farmed animals. Adopted on 17 September 1999. (第7回調査会参考資料6) (http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/ssc/out60_en.html)
- 12 Opinion of the Science Steering Committee: (1) on the scientific basis for import bans proposed by 3 member states with regard to BSE risks in France and the Republic of Ireland; (2) on the on the scientific basis for several measures proposed by France with regard to BSE risks; (3) and on the scientific basis for banning animal protein from the feed for all farmed animals, including pig, poultry, fish and pet animals. Adopted by the Science Steering Committee at its meeting of 27-28 November 2000. (第7回調査会参考資料7) (http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/ssc/out150_en.pdf)